

～当センターご利用にあたっての流れ～

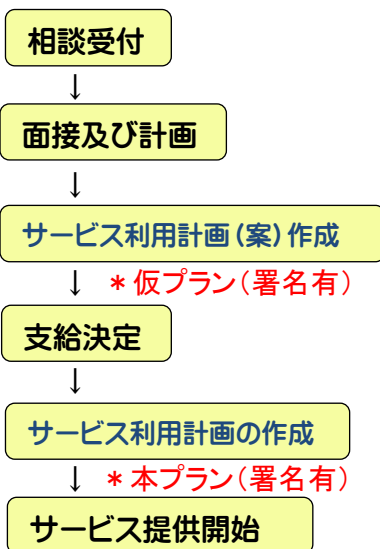
市の子ども健診や、保護者からの困り感を市へ相談して頂く等すると、相談を受けた窓口の保健師さんからの紹介等により、当センターの利用へとつながっていきます。
療育センターを、ご利用にあたっては、必ず**相談支援事業所キッズサポートセンターにて、相談支援のプランを作成します**（詳しくは下記②参照）
同時進行で、お住まいの市町村へ、利用にあたっての申請書類
①申請書・届出書を市役所の障害福祉係へご提出いただき、（下記参照）
②プランの作成（作成後は、こちらで各市町村へ提出します）
①②が揃い、お住まいの市の障害福祉係より、**受給者証の発行**（保護者へ郵送されます。）
その後、HASへご連絡頂いてから、**ご利用開始**となります。

① 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書 計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書

市役所へ提出を、
お願いします。

①②の順につきましては、状況により順番が異なる場合、
同時進行の場合もありますので、ご了承ください。

② 相談支援事業キッズサポートセンターKIBOUによるプラン作成(市への提出)



相談支援事業所キッズサポートセンターKIBOUでは療育支援や福祉機関を利用したいと希望する人、すべてを受け止めようと

願い **KIBOU** としました

相談支援事業とは？平成22年に施行された障害者自立支援法が、平成25年4月より障害者総合支援法へ変わりました。**これにより障害福祉サービスを申請した障害児は、「サービス等利用計画」、「個別支援計画」等を作成してから、療育センター等を利用する事になりました。**そこで、障害のある子供やその家族の希望に沿ったサービスが受けられるように、相談支援員が相談にのり、安心して生活できるようにお手伝いさせていただく事業です。

作成されたプランを、ご確認して頂き、利用者未成年の為、**必ず保護者様のご署名を頂きます。**仮プラン・本プランへ、ご署名を頂き、KIBOUへ提出していただきます。KIBOUより、市へは提出致しますので、宜しくお願いします。

①、②が済んだら、受給者証発行

受給者証が発行されましたら、HAS発達支援センターへ、ご連絡を宜しくお願いします。

HAS発達支援センター 0993-77-2730 にお電話ください!!

受給者証が、発行され次第、当センターの利用は、いつでも開始できる状態となります。ただし、療育にあたっての、事前準備して欲しい物や、療育利用日の決定等があり、詳しくご案内したいので、ご連絡をお願いします。（療育の都合で、折り返し対応になる場合があります。）

基本的に、療育に必要なになってくるもの

★子ども用のリュックサックにいれるもの

- ①ひも付き手拭きタオル・帽子
- ②着替え上下1組(下着1含む)・靴下
- ③ビニール袋(着替えたものを入れる)

★水曜療育に通う、希望者は、給食があるので、スプーン・フォーク等、食器一式

療育活動に応じて、その他追加になるものがあります。(夏場は水着等)



プラン作成後の流れ

南さつま市
6カ月ごと

日置市
3カ月ごと

南九州市
新規 当初毎月3
か月間、その後3カ
月と6カ月、その他
継続利用6カ月ごと

聞き取り調査

* 現状を、聞き取りします

モニタリング報告書の作成を行います。(署名有)

また、キッズサポートセンターKIBOU 0993-77-2739 より、お電話させていただきますので、ご了承ください!!